

社会資本整備重点計画の概要

社会資本整備重点計画法（平成15年3月成立）に基づき、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発を図り、国民経済の健全な発展及び国民生活の安定と向上に寄与することを目的として、平成15年度からの5箇年間の計画期間とする社会資本整備重点計画が、平成15年10月10日に閣議決定されました。その概要は以下のとおりです。

第1章 社会資本整備事業の重点的、効果的かつ効率的な実施

- 事業評価の厳格な実施
- 国等が行う事業について15%の総合コスト削減率を達成
- 住民参加プロセスの導入
- 事業間連携の推進
- 既存の社会資本の有効活用、ソフト施策との連携
- 公共工事の入札及び契約の適正化の推進
- PFI方式など民間資金・能力の活用を推進
- 地域の実情に応じた社会資本整備の推進
- 国庫補助負担金について地方の裁量性を高める方向で改革



第2章 社会資本整備事業の実施に関する重点目標及びその達成のため効果的かつ効率的に実施すべき社会資本整備事業の概要

社会資本整備重点計画では、4つの分野ごとの目的に応じ、15の重点目標を設定し、その達成レベルの尺度となる35指標を掲げています。

活力

国際競争力の強化、都市再生、地域連携や観光振興等を通じた、魅力と活力にあふれる経済社会の形成

- 国際的な水準の交通サービスの確保等及び国際競争力と魅力の向上
- 国内幹線交通モビリティの向上
- 都市交通の快適性、利便性の向上
- 地域間交流、観光交流等を通じた地域や経済の活性化

環境

地球環境から身近な生活環境までの保全・創造

- 地球温暖化の防止
- 都市の大気汚染及び騒音等に係る生活環境の改善
- 循環型社会の形成
- 良好な自然環境の保全・再生・創出
- 良好な水環境への改善

安全

防災の高度化の推進と交通安全対策・危機管理の強化

- 水害等の災害に強い国土づくり
- 大規模な地震、火災に強い国土づくり等
- 総合的な交通安全対策及び危機管理の強化

暮らし

生活空間の充実等を通じた豊かな生活の実現

- 少子・高齢化社会に対応したバリアフリー社会の形成等
- 水・緑豊かで美しい都市生活空間等の形成等
- 良好な居住環境の形成

第3章 事業分野別の取り組み

「道路、交通安全施設、空港、港湾、都市公園、下水道、治水、急傾斜地崩壊対策、海岸」の各事業について、重点目標の達成に向けた取り組みを明示